

事務連絡
令和3年3月1日

地区薬剤師会 医療保険ご担当者様

公益社団法人 東京都薬剤師会

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 35)

平素は当会の会務推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別紙のとおり、令和3年2月26日付 日薬業発第506号にて日本薬剤師会より通知がありました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い小児の外来診療における診療報酬上の臨時的な取扱いについては、「その31」・「その32」が発出されておりますが、今般、「6歳未満の乳幼児の調剤に係る特例対応(12点)」については、令和3年9月調剤分まで継続されることとなりました(別添 厚労省医療課事務連絡 1.)。

また、保険薬局における感染症対策の評価として、“^{※1}特に必要な感染予防”対策を講じた上で、必要な薬学的管理及び指導を行い該当する点数を算定する場合、『^{※2}調剤報酬感染症対策実施加算(4点)』を、令和3年4月調剤分から9月調剤分まで算定できることとなります(別添 厚労省医療課事務連絡 2.及び2.(1)③)。

つきましては、貴地区会員薬局へ早急なご周知をお願い致します。

※1 特に必要な感染予防(添付資料 Q&A 問1)

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うこと。(感染防止等に留意した対応の例)

- ・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うこと。
- ・病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行うこと。

※2 『調剤報酬感染症対策実施加算』 対象項目(別添 2.(1)③)

- ア. 調剤基本料 1
- イ. 調剤基本料 2
- ウ. 調剤基本料 3
- エ. 調剤基本料の注2(特別調剤基本料)
- オ. 調剤基本料の注8の規定(長期保存困難性等理由)により分割調剤を行う場合に、2回目以降の調剤について算定する点数
- カ. 調剤基本料の注9の規定(後発医薬品試用)により分割調剤を行う場合医、2回目の調剤について算定する点数
- キ. 調剤基本料の注10の規定(医師の指示)により分割調剤を行う場合に算定する点数

ア~オに該当する点数と併算定しない場合に限る

- ク. 外来服薬支援料
- ケ. 服用薬剤調整支援料
- コ. 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- サ. 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
- シ. 在宅患者緊急時等共同指導料
- ス. 服薬情報等提供料
- セ. 経管投薬支援料